

事業者排出量削減計画書

<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成26年9月 日																													
(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本郵便株式会社 代表取締役社長 高橋 亨 電話 03- 3504- 4401																												
主たる業種 郵便局 細分類番号 8! 6! 1! 1																													
事業者の区分 京都府地球温暖化対策条例施行規則 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号																													
計画期間 平成26年4月から平成29年3月まで																													
基本方針 日本郵便株式会社の事業活動に伴って発生する温室効果ガス発生量を、平成25年度排出量を基準に3年平均で3.1%の削減を目指す。																													
計画を推進するための体制 郵便局長は定められた「省エネルギー実施手続」に基づき、自局における省エネルギーの推進を図り、数値目標の達成に取り組む。																													
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標 温室効果ガスの排出の量 事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量 目標の根拠	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年度(25)年度</th> <th>第1年度(26)年度</th> <th>第2年度(27)年度</th> <th>第3年度(28)年度</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18,149.0 トン</td> <td>17,586.4 トン</td> <td>17,586.4 トン</td> <td>17,586.4 トン</td> <td>-3.1 パーセント</td> </tr> <tr> <td>18,149.0 トン</td> <td>17,586.4 トン</td> <td>17,586.4 トン</td> <td>10,095.5 トン</td> <td>-16.9 パーセント</td> </tr> </tbody> </table> 京都府が設定した業務部門の目標削減率である年平均3%を超える、年平均3.1%の削減を目指す。	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率	18,149.0 トン	17,586.4 トン	17,586.4 トン	17,586.4 トン	-3.1 パーセント	18,149.0 トン	17,586.4 トン	17,586.4 トン	10,095.5 トン	-16.9 パーセント													
基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率																									
18,149.0 トン	17,586.4 トン	17,586.4 トン	17,586.4 トン	-3.1 パーセント																									
18,149.0 トン	17,586.4 トン	17,586.4 トン	10,095.5 トン	-16.9 パーセント																									
原単位当たりの温室効果ガス排出量等 事業の用に供する建築物の用途 事業所 原単位の指標及び目標の根拠	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年度(25)年度</th> <th>第1年度(26)年度</th> <th>第2年度(27)年度</th> <th>第3年度(28)年度</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>77.17</td> <td>74.78</td> <td>74.78</td> <td>74.78</td> <td>-3.11 パーセント</td> </tr> </tbody> </table> 原単位の指標は、京都府内事業所の総延床面積とする。 事業活動に伴う排出量の削減率に合わせて、年平均3.1%の削減を目指す。	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率	77.17	74.78	74.78	74.78	-3.11 パーセント																		
基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率																									
77.17	74.78	74.78	74.78	-3.11 パーセント																									
重点的に実施する取組の実施計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年度(25)年度</th> <th>第1年度(26)年度</th> <th>第2年度(27)年度</th> <th>第3年度(28)年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18.0 - トン</td> <td>95.0 - トン</td> <td>95.0 - トン</td> <td>95.0 - トン</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考	18.0 - トン	95.0 - トン	95.0 - トン	95.0 - トン																			
基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考																									
18.0 - トン	95.0 - トン	95.0 - トン	95.0 - トン																										
具体的な取組及び措置の内容 (26)年度 (27)年度 (28)年度	総電気使用量を対基準年度(25年度)年平均3.1%削減する。 総電気使用量を対基準年度(25年度)年平均3.1%削減する。 総電気使用量を対基準年度(25年度)年平均3.1%削減する。																												
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施しようとする措置 措置の内容 上記の措置を採用する理由																													
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量 区分 森林の保全及び整備によるもの 府内産の木材の利用によるもの 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの グリーン電力証書等の購入によるもの 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの 合計	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1年度(26)年度</th> <th>第2年度(27)年度</th> <th>第3年度(28)年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考	トン	トン	トン		トン	トン	トン		トン	トン	トン		トン	トン	トン		トン	トン	トン		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	
第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考																										
トン	トン	トン																											
トン	トン	トン																											
トン	トン	トン																											
トン	トン	トン																											
トン	トン	トン																											
0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン																											
地球温暖化対策に資する社会貢献活動																													
特記事項	・基準年度排出量は、平成24年度に会社合併があったため、合併後の実績である平成25年度排出量としている。 ・第一計画期間の超過削減量(7,490.9t-CO2)を平成28年度の排出量から差し引いて記載している。																												

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第33号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。